路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九号　石川県かほく市森ヨ三九番一から同県河北郡津幡町字領家へ三三番一まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十一年十一月二十一日

○四国地方整備局告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画道路事業三・二・三号来住余戸線
三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　愛媛県松山市北井門四丁目、北井門五丁目、井門町及び古川南三丁目地内
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十一年十一月二十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画道路事業三・四・五十六号余戸北吉田線
三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　愛媛県松山市余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目及び余戸西二丁目地内
使用の部分　愛媛県松山市余戸南四丁目、余戸南五丁目及び余戸西一丁目地内
五　収用又は使用の手続が保留される事業地　愛媛県松山市余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目及び余戸西二丁目地内

○四国地方整備局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十一年十一月二十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画道路事業三・四・五十六号余戸北吉田線
三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　愛媛県松山市余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目及び余戸西二丁目地内
使用の部分　愛媛県松山市余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目及び余戸西二丁目地内
五　収用又は使用の手続が保留される事業地　愛媛県松山市南吉田町、高岡町及び北吉田町地内

○四国地方整備局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年四国地方整備局告示第五号松山広域都市計画道路事業三・二・三号来住余戸線
三　事業施行期間　自平成十六年二月六日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第百三十六号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日　北海道開発局長　関　克己

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線
道路の区域

区間　敷地の幅員　延長

北海道中川郡本別町共栄五三番三から同町共栄四五番一まで　最大　一七五・〇七（メートル）　〇・四六三（キロメートル）
最小　〇・〇一

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日　北海道開発局長　関　克己

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道中川郡本別町共栄四五番一から同町共栄四一番一まで	前	二二・七一（メートル）	〇・一二七（キロメートル）
	後	七二・三三	〇・一二七
北海道十勝郡浦幌町字貴老路一五九番三地先から同町字貴老路一六一番一地先まで	前	三三・〇六	〇・一一六
	後	一三・〇八	〇・一一六
北海道十勝郡浦幌町字貴老路一八三番一地内	前	五三・九〇	〇・〇〇四
	後	二〇・一一	〇・〇〇四
北海道十勝郡浦幌町字栄穂二五六番地内	前	七五・五八	〇・〇〇七
	後	三二・九七	〇・〇〇七
北海道十勝郡浦幌町字栄穂二六五番地内	前	六〇・六六	〇・〇〇四
	後	一八・四〇	〇・〇〇四
北海道十勝郡浦幌町字栄穂一六八番二地先から同町字栄穂一六一番地先まで	前	一一・三一	〇・一三四
	後	一一・三一	〇・一三四
北海道十勝郡浦幌町字栄穂八五番一から同町字栄穂九〇番一まで	前	七二・三二	〇・一七四
	後	五七・四二	〇・一七四

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部